

当院は、厚生労働大臣が定める

「身体的拘束最小化推進体制加算」

の施設基準の届出を行っております。

1. 当院における身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は、個人の基本的権利である自由を制限するだけでなく、身体的・精神的・社会的な悪影響をもたらす可能性がある。

当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2. 身体的拘束のために実施している取り組み

- ・身体的拘束最小化に係る委員会の設置・運営
- ・身体的拘束最小化チームの設置（身体拘束の実態把握、最小化に向けた医療・ケアの検討及び提案）
- ・身体拘束最小化のための職員研修の企画立案実施
- ・身体的拘束に使用する用具の一元管理

3. 身体的拘束の実施状況

算定している入院料	地域包括ケア病棟入院2
① 当該入院料の延べ算定日数	3,170 日
② うち、身体的拘束の実施日数	127 日
③ 身体的拘束を実施している割合(②／①) (3%以下。届出から1年間は5%以下)	4.0%